

石狩川左岸棧橋について

○かつて、石狩川左岸には「二つの棧橋」があり、一つは旧渡船場付近に石狩町(当時)が整備し北洋船などの大型漁船が利用していた町有棧橋と、もう一つは小さい漁船(いそ船)で漁業に従事していた漁業者が自前で整備した棧橋があった。

昭和27年に石狩川左岸棧橋使用条例(以下「条例」といふ)が制定されたが、本条例は地元漁業関係者以外の町有棧橋係留に対する使用料の徴収を目的としており、棧橋の利用者は、条例に基づき昭和37年頃まで使用料が支払われていたが、漁が衰退したため棧橋の利用がなくなり、使用料の支払いのない状況が続いた。

その後、昭和54～55年の2ヶ年をかけた河川管理者である石狩川開発建設部が、石狩川改修附帯石狩市街棧橋架換工事を行うことになり、関係者(国、石狩町、石狩漁業協同組合(以下「漁組」といふ))が協議した結果、下記～について決定をみた。

二つの棧橋を取壊す。

石狩川開発建設部が、代替機能補償施設として8基の棧橋を新設する。

新設された棧橋の維持管理については石狩町が行う

以上～に基づき、石狩町が昭和55年12月に引渡しを受けた。

(取壊される棧橋は、1.石狩町が整備した棧橋と2.漁業者自ら工作した棧橋の2つであり、国の占用許可は得ていた。)

なお、引渡しを受けた棧橋が年数の経過とともに老朽化が進んだことから、本市が平成8年度から計画的に改修工事を実施し、平成12年度に工事が終了したところである。

石狩川左岸棧橋改修経過

年 度	施工箇所	改修内容	改修内容	工事費(千円)	施工面積(m ²)	備 考
平成8年度	7号棧橋	天板改修		8,941	197	
	8号棧橋	天板改修				
平成9年度	1号棧橋	天板改修		5,040	98.5	
平成10年度	3号棧橋	天板改修	基礎杭補強	25,410	295.5	
	5号棧橋	天板改修	基礎杭補強			
	6号棧橋	天板改修	基礎杭補強			
平成11年度	1号棧橋	天板改修	基礎杭補強	7,455	197	
	2号棧橋	天板改修	基礎杭補強			
平成12年度	4号棧橋	天板改修	基礎杭補強	9,765	98.5	
工事費(千円)		32,486	24,125	56,611	河川占用面積 788 m ²	

石狩川左岸棧橋使用料の徴収の経緯について

○漁が衰退したため棧橋の利用がなくなったことから、使用料の支払いのない状況が続いていたが、石狩川開発建設部が8基の棧橋を新設し、昭和55年12月にその引渡しを石狩市が受けたことから当該棧橋の使用及び管理方法について、地元漁業の振興の観点から漁組との調整が必要と考え漁組との間で、混在していた棧橋の権利帰属の確認や使用料支払いについて、協議を重ねたが進展をみなかった。

引渡しを受けた棧橋が年数の経過とともに老朽化が進み、本市が棧橋の維持管理をしている関係上、平成8年度から計画的に棧橋改修工事に着手したことを契機に、平成11年度から棧橋使用者の本市に対する使用料支払いについて、本市と漁組との協議を重ねた結果、平成13年度より現条例に基づく棧橋使用料の徴収が始まり、今日に至っている。

なお使用料支払期間が、平成15年度で3年目を迎え平成13年に本市と漁組との打合せの際、3年間の使用料支払経過後に現行使用料の単価見直しを行う旨、調整が図られていたことから、漁組とは新単価での使用料支払いについて、了解が得られていたところである。

棧橋使用者について

○棧橋使用者は漁業者である。

漁業者は漁組の組合員であるが、漁の時期(春、夏、秋、冬)や漁の種類(シャコ、ヤツメウナギ、アユ、イトヨ、シジミ貝など)において、棧橋を使用する時期が異なっており、所有している船の規模や所有船舶数は各漁業者まちまちである。

現条例の使用料区分

種別	1年	1月以上1月につき	1月未満1日につき
動力を有する船1トンつき	70円	20円	10円
動力を有しない船1トンつき	70円	20円	7円
いそ舟及び連絡用の舟	100円	10円	6円
輸出入貨物1個につき	1円		

使用料改定額算定の考え

昭和27年の「石狩市石狩川左岸棧橋使用条例」の制定以来、50年近く棧橋使用料の見直しをしていない現状に鑑み、今回の使用料改定にあたっては、今日の適正な使用料の水準を把握する必要があり、その適正水準を判断する指針として、総務省統計局において、日本経済の物価の動きを計る物差しの役目を果たしている「消費者物価指数」としたところである。

この「消費者物価指数」は、物価の動きをある時点と比べて比率のかたちで表した数値をいい、国において5年ごとに改定しており、現在は平成12年を100とした指数が最新のデータとなっている。

昭和27年と平成12年の物価指数は下記のとおりとなっており、約6.536倍の開きがある。

	物 価 指 数	物 価 の 格 差
昭和27年	15.3	
平成12年	100.0	約6.536倍

以上のことから、物価上昇分を考慮して1年間1トンあたりの使用料改定額については70円×6.536=460円(10円未満四捨五入)が現行水準に適合すると判断するところであるが、長期間にわたり使用料の改定を行っておらず、専用的に利用している漁業者の理解を得る必要があったことから、漁組との協議の結果、アップ幅4倍の70円×4=280円とすることで協議が整ったところである。

種別ごとの改定額を下記のとおりとする。

種別	1年	1月以上1月につき	1月未満1日につき
動力を有する船1トンにつき	280円	80円	40円
動力を有しない船1トンにつき	280円	80円	30円
いそ舟及び連絡用の舟	400円	40円	20円

現行条例上の種別「輸出入貨物」については、実態がないことから廃止する。

改定額の算定にあたっては、10円未満を四捨五入する。

参考までに他の漁港施設の1年間1トンあたりの使用料は、

	使 用 料
石 狩 湾 新 港	1,256.84円
苫 小 牧 港	1,197.00円

となっている。

使用料の名称：石狩川左岸棧橋使用条例	担当部課名：建設部 維持管理課
--------------------	-----------------

維持管理経費	785 千円	経費合計(D)	4,143 千円
---------------	---------------	----------------	-----------------

人件費	772	単価	人数	按分率	計	
		常勤(課長)	10,721	1	0.01	107
		(主査)	9,540	1	0.01	95
		(担当)	7,119	1	0.08	570
						0
						0
賃金	0	管理	その他			
需用費	0					
光熱水費	0	水道	電気	ガス		
燃料費	0	暖房用	給湯用			
消耗品費						
修繕料	0	H 1 2	H 1 3	H 1 4		
その他						
役務費	0	電話	保険	その他		
委託料	13	管理	13	その他		
借上料						
備品購入費	0	H 1 2	H 1 3	H 1 4		
その他						

左岸棧橋使用実態

	使用隻数	トン数	使用料(円)
平成15年	51	104.27	7,299

年間棧橋占有率100%の稼働状態 = フル稼働の場合は全棧橋使用の総トン数は115トン(E)となる。

104.27 ÷ 51 = 2.04トン/隻 一つの棧橋に7漁船使用可能となることから、2.04 × 56隻 = 115トンとなる。

1トンあたりの年間経費(D ÷ E) 36,000円(1,000円未満切捨て)(F)

減価償却費	3,358 千円
--------------	-----------------

[算式]	建設費 (天板)	32,486	×	0.9	×	0.1 =	2,924
	建設費 (基礎杭)	24,125	×	0.9	×	0.020 =	434

施設の概要

建設年度	H 8 ~ 1 2 年度	構造	木造・鉄筋コンクリート造
------	--------------	----	--------------

償却率 = 天板(木造) 0.100

償却率 = 基礎杭(鉄筋コンクリート造) 0.020

施設の面積等 **面積合計(A+B) 788 m²(C)**

占用面積分	面積	その他(共用部分)	面積
1号~8号棧橋	788		
計(A)	788	計(B)	0

使用料にかかる根拠条例等
石狩市石狩川左岸棧橋使用条例第3条

減免規定